

用語解説

【建設委員会】

街区公園	<p>主として街区（道路に囲まれた一区画）内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で，1箇所当たり面積0.1ヘクタールを標準として配置する。</p> <p>※0.1ヘクタールは調布市都市公園条例による</p>
------	--